

今後の清掃事業について

1. はじめに

本市を取り巻く環境は、今後、人口減少・少子高齢社会の一層の進展が予測されるとともに、財政状況においては、市税収入等の増加が見込みにくい状況である一方で、社会保障関連経費の増大等歳出の増加が懸念される中、経常収支比率が高い状況や第5次総合計画第3期中期計画の策定時点における財政見通しにおいて大幅な収支不足が見込まれるなど、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれます。

一方で、社会環境の変化に伴う行政需要は多様化・高度化しており、これらへの的確な対応も求められています。

したがって、限られた財源や人員の中で、新たな課題に取り組むためにも、さらなる業務の効率化を検討しながら、質の高い本市清掃事業の維持・向上を目指します。

2. 本市の清掃事業の今日までの経過（主な分別収集の経過）

- ・昭和26年頃 不定期収集開始
- ・昭和38年4月～ もえるごみ、もえないごみの分別収集実施
- ・昭和52年12月～ もえるごみの週2回・定点収集
- ・昭和59年11月～ 乾電池の分別収集実施
- ・平成6年4月～ もえないごみの週1回収集
- ・平成9年4月～ 缶・びん・ペットボトルの月2回（隔週1回）分別収集実施、紙パックの拠点回収実施
- ・平成13年4月～ 発泡トレー類の隔週1回、スプレー缶等の分別収集等実施
- ・平成14年1月～ 古紙回収事業全市拡大化（集団回収古紙回収報奨金制度）
- ・平成16年4月～ 古紙類をもえるごみとして収集しない方針実施
- ・平成22年4月～ ふれあい収集事業の開始

- ・平成24年3月～ 天ぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管の
拠点回収実施
- ・平成24年10月～ 単純指定袋制を実施
- ・平成26年1月～ 小型家電の拠点回収実施
- ・平成27年1月～ プラマークの分別収集実施

○現時点では、11分別の収集（もえるごみ、もえないごみ、缶、
びん、ペットボトル、プラマーク、乾電池、スプレー缶・ボンベ缶、
ライター、古紙回収、拠点回収）

○各地区のごみ集積場所（定点）の箇所数は約5,700定点

3. 清掃事業の現状と課題

これまで本市清掃事業は、収集運搬業務の民間委託化の実施とともに、
ごみの減量を目指して分別の細分化や環境教育の充実、また、ごみ収集場
所へのごみの排出が困難な世帯に対するふれあい収集等、様々な取り組み
を行ってきました。

今後についても、さらなるごみ減量の推進や少子高齢化の進展による福
祉サービスと連携した収集をはじめとした多種多様なニーズへ対応するこ
とが求められます。

直営業務は、本市が現場状況を把握し、収集体制の構築や企画立案能力
を維持するため、また、災害発生時等の突発的な対応や、受託事業者が何
らかの理由でサービスの供給を停止してしまった場合に行政として対応す
るためにも必要です。

さらに、ふれあい収集など、プライバシーの観点等に配慮が必要な収集
運搬業務や、市民との協働等が中心となる業務は、引き続き直営で実施す
る必要があります。

一方で、厳しい財政状況の下での限られた財源や人員の中で、このよう
な様々な課題に取り組むためには、新たな財源の確保策等の検討を行うと
ともに、乗車体制のあり方や民間委託化といった収集運搬業務のさらなる
効率化等について、検討していくことが求められています。

なお、もえるごみ収集（缶・乾電池の収集含む）は、平成20年1月に
策定した「今後の清掃事業について」～可燃ごみの収集・運搬業務の民間
委託に向けて～における計画期間である、平成20年度から平成29年度
の10年間で11台分の委託を行い、およそ3億3千万円の財政効果があ
ったと見込んでいます。

4. 今後の清掃事業の考え方

今後の清掃事業は、ごみの発生自体を減らす観点から、環境教育をはじめとしたさらなるごみ減量化への取り組みを推進する必要があります。また、高齢社会の進展に伴うふれあい収集等福祉サービスと連携した事業の拡充等、多種多様なニーズに対応していくことが求められます。

一方で、平成30年2月に策定した「第7次行政改革大綱」では、基本施策の1つに「行政運営の品質向上と効率化の推進」を掲げ、具体的な方策の1つに「民営化・民間委託化の推進」として、「行政需要がますます増大することが見込まれる中、すべてを行政が担うことは困難であるため、行政が担うべき役割を見定め、民間企業の専門性やノウハウを活用することによって、市民サービスの向上や経費削減、業務の効率化を図れるものは、行政の責務を果たすことを前提に積極的に民間委託を進める必要があります。」と定めています。

したがって、新たな清掃事業の展開を図っていく一方で、業務の効率化や収集運搬体制の見直し、退職者の欠員不補充等を基本的な考え方とする民間委託化や減車等の効率化を進め、本市の清掃事業のさらなる発展・充実を目指していきます。

あわせて、一般廃棄物の収集運搬業務については、直営・委託に関わらず本市が実施責任を負っているため、引き続き二分の一は直営体制を維持することとし、民間委託業者への指導的な役割とともに、危機管理のための体制を整えていくこととします。

なお、この考え方については、本市におけるごみ処理に関する基本方針である「宇治市第3次ごみ処理基本計画」の計画期間である10年間（平成31年度～平成40（2028）年度）において取組を進めていくこととしますが、今後のごみ減量の進展や社会情勢の変化などへの対応を考慮し、関連計画である「宇治市第7次行政改革大綱」の計画期間である平成33（2021）年度末をもって検証することとし、その後も必要に応じて適宜見直しを図りながら進めていくものとします。